

## 6. 答申(第 96 号～第 117 号)

### 答申第 96 号 (平成 13 年 4 月 20 日付)

「特定の法人の県税(延滞金)の徴収に関する情報及び県税の高額滞納法人並びにその徴収状況のわかる一切の情報」の部分開示決定事案

(税務政策課)

●地方公務員法上の「守秘義務」を理由とした非開示決定は妥当でないと答申。

#### 対象公文書

1. 平成 12 年度三重県行政機構図
2. 平成元～12 年度三重県職員録(住所、電話番号等を除く)
3. 滞納整理カード
4. 高額滞納者(一般税 50 万円以上・自動車税 30 万円以上)整理状況調

#### 争点

実施機関は原決定において、条例 7 条 2 号(個人情報)、同 3 号(法人情報)、同 6 号(事務事業情報)及び地方公務員法 34 条 1 項(守秘義務規定)に該当するとして部分開示決定を行いました。これに対し異議申立人は、公益上の開示の必要性を述べ、情報が一切非開示とされれば、住民監査請求や住民訴訟が形骸化すると主張。また、個人滞納者の情報については非開示も仕方ないとしつつ、一方で滞納法人の情報を非開示とすることに疑義を唱えました。

#### 答申の骨子

結論：棄却

●7 条 2 号(個人情報)同 3 号(法人情報)に該当し、非開示妥当。

上記「争点」のとおり、異議申立人は個人滞納者に関する情報については、争わないことを表明したため、7 条 2 号の該当性について審査会は判断をしていません。

滞納法人の情報に関しては、以下の理由により条例 7 条 3 号(法人情報)に該当するとしています。

- ・「滞納法人」＝「悪質な法人」ではない。
- ・法人の県税滞納が明らかになれば、取引条件変更・停止などにより、経営再建に大きな支障をきたす可能性がある。

ただし、条例 7 条 6 号(事務事業情報)については、実施機関の主張する徴税事務への支障を及ぼす可能性は認めましたが、実施機関に強制徴収権があることを理由に、同号には該当しないと判断しています。

また、地方公務員法 34 条 1 項(守秘義務規定)については、「職員個人」が秘密を漏洩することを禁止したもので、「実施機関(三重県知事)」が条例に基づき開示することを禁じたものではないとして、地公法上の守秘義務規定には抵触しないと判断しました。

## 答申第 97 号（平成 13 年 5 月 22 日付）

「土木常任委員会及び協議会の会議録（平成 2 年 5 月 22 日外 39 件）」の非開示決定事案  
（議会事務局）

● 条例の適用範囲外の文書を非開示としたことは妥当と判断

### 対象公文書

土木常任委員会及び協議会の会議録（平成 8 年度以前作成）

※平成 9 年度以降に作成された会議録は開示され、異議申立ての対象外。

### 争点

三重県情報公開条例は、議会が保有する文書に関して、平成 9 年度以降の公文書において適用する（※）と規定しています。実施機関はこれを根拠として、平成 8 年度以前作成の会議録を非開示としました。

異議申立人は、同決定は法的な問題はないかもしれないが、傍聴を認めている会議の会議録を非開示とすることには合理性がなく、制度との整合性を鑑みると条例自体に瑕疵があると主張。県議会本会議の議事録は情報公開条例の施行に関係なく以前から一般に公開されている点を挙げて、委員会及び協議会の会議録等は別の制度を設けてでも公開しなければならないと主張しました。

### 答申の骨子

#### 結論：棄却

審査会は、「条例附則第 2 項が、『議会が保有している公文書については、平成 9 年度以降に作成され、又は取得した公文書』に限定している以上、条例上の対象公文書の範囲外であると言わざるを得ない」として、実施機関の決定は妥当であると答申しました。

しかし、一般傍聴が可能であることを述べたうえで「単に条例上対象外の平成 8 年度以前のものであるという理由だけで非公開とすることは合理的でない」として、積極的な情報提供を希望する旨の提言を付けています。

#### ※ 三重県情報公開条例 附則 2 項

「この条例は、議会が保有している公文書については、平成九年度以降に作成され、又は取得した公文書について適用する」

（参考）

適用期間以前の文書が非開示とされた事案は、答申第 100 号（平成 12 年 11 月 28 日付）でも審議されています。

## 答申第 98 号（平成 13 年 6 月 1 日付）

「社会福祉法人にかかる匿名の投書」の非開示決定に対する異議申立事案(第 98 号)  
(長寿社会課)

### 対象公文書

匿名の投書

※請求者は、投書の対象となった社会福祉法人の代表者です。

### 争点

実施機関は、条例 7 条 2 号、3 号、6 号に該当するとして非開示決定を行いました。  
実施機関が、審査会で主張した理由は以下のとおりです。

#### ●7 条 2 号（個人情報）について

投書の対象となった法人の、代表者の個人情報にあたる。また、投書者は匿名であるが、公表を予定した内容とは考えられず、また投書者が特定される可能性も否定できないため、投書者の個人情報という性質も有する。

#### ●7 条 3 号（法人情報）について

投書には、対象となった社会福祉法人の名誉、社会的評価にかかわる事柄が記載されており、例えその内容が事実でないとしても、公開することで法人の社会的評価の低下につながる可能性がある。

※請求者は投書の対象となった法人の代表者であるが、条例上は第三者からの請求に対しても同様の開示決定等を求められるため、本決定をした。

#### ●7 条 6 号（事務事業情報）について

開示することで、以降の投書が封殺されてしまうおそれがある。

これに対し、異議申立人は「匿名」の対象が本人が理事長を務める法人であること等を理由として、開示すべきと主張しています。

### 答申の骨子

#### 結論：棄却

条例7条2号（個人情報）該当性について、審査会は「投書者が特定される可能性が残る」として実施機関の主張を容れました。ただし今回の事案に関しては、当該法人（代表）自身が、他者から開示請求があった場合でも開示されることを受忍する旨表明していることから、7条3号（法人情報）の該当性を否定しました。

また、実施機関の行う監査業務について、「通常入手される情報だけでなく、本件対象公文書のような情報を含む、多くの情報を入手することが必要」を認め、投書のような情報を入手が困難になれば事務事業に著しい支障を及ぼすとして、7条6号（事務事業情報）に該当するとししました。

※次の答申第99号では、関連する文書が対象となっています。

## 答申第 99 号（平成 13 年 6 月 1 日付）

「共同募金会補助金申請にかかる県の推薦状、匿名投書にかかる厚生省からの調査依頼文書」の不存在決定に対する異議申立事案（第 99 号）

（健康福祉政策課監査法人支援室）

### 対象公文書

- 1) 共同募金会補助金申請にかかる県の推薦状
  - 2) 「匿名の投書」（答申第 98 号の対象となった文書）に関する厚生省からの調査依頼文書
- ※異議申立人は答申第 98 号と同一です。

### 争点

実施機関は開示請求を受け、下記の理由により不存在決定をしました。

- 1) 共同募金会の補助金申請は、募金会が業務を行っているため、文書は不存在。推薦状についても、推薦の事実がないため、存在しない。
- 2) 匿名投書にかかる厚生労働省からの調査依頼は電話等口頭によるものであったため、文書としては存在しない。

### 答申の骨子

結論：棄却

- 1) については共同募金会固有の事務であり、2) は実施機関が「電話でのやりとり」のみと主張する以上、実施機関の不存在決定は妥当としました。

## 答申第 100 号（平成 13 年 6 月 1 日付）

「平成 9 年 5 月 27 日名張市長との契約（仮称）名張市斎場建設予定地物件移転補償額算出業務委託（名張市滝之原地内）契約金額金 11,728,500 円にかかる成果品中 A 棟～J 棟の各損失補償金額及び合計金額」の非開示決定に対する異議申出事案

（三重県建設技術センター）

### 対象公文書

斎場建設予定地物件移転補償額を算出するため名張市が三重県建設技術センターと委託契約を締結し、それを受けて同センターが平成 9 年度に作成した成果品

### 争点

本件異議申出の対象は、(財)三重県建設技術センター情報公開実施要綱に基づく非開示決定です。

対象となる文書は、センターが名張市との委託契約により作成した成果品で、その帰属は市にあり、そもそもセンターの保有する文書ではないので、要綱上の対象文書に当たらないと主張。同時に、同要綱附則第 2 項で「この要綱は、平成 10 年度以降に作成され、又は取得した対象文書について適用する。」と明記されていることを非開示とした理由として挙げました。

異議申出人は、県民の知る権利を尊重するような解釈と運用をすべきと反論しています。

### 答申の骨子

#### 結論：棄却

審査会は、要綱附則に定める対象外であるとして、原決定を妥当と答申しました。

なお、「文書の帰属が発注元の市にあるため、要綱の対象となる文書ではない」という建設技術センターの主張は、同センターが実際の業務を行ったことを理由に、これを退けています。

## 答申第 101 号（平成 13 年 7 月 17 日付）

「津市内の農道（里道）の境界確定及び用途廃止後通行できなくなった経緯がわかる一切の情報」の部分開示決定に対する異議申立事案

（監理課公共用地推進室）

### 対象公文書

境界確定報告書、境界確定書、境界立会者名簿、委任状、同意書 他

### 争点

実施機関は、上記「対象公文書」のうち、

「個人の住所・氏名」、「個人の印影」、「特定の個人であると識別できる写真」、「印鑑登録証明書」、「個人名義の委任状」、「個人名義の確約書」、「不動産売買契約書」、「上申書」の部分条例 7 条 2 号（個人情報）に該当するとして非開示としました。

これに対し異議申立人は、本件里道の用途廃止は、異議申立人の同意をとることなく断行されたもので、その結果、生活に支障が生じていると陳述。同意書等の記載は、用途廃止が適法に行われたか否かを検証する資料として必要で、用途廃止の手続きが適法に行なわれたかをチェックするという公益上の要請を満たすため開示すべきと主張しました。

また、以前の同審査会答申 66～68 号で開示妥当とした件について双方から意見がでています。

### 答申の骨子

#### 結論：一部認容

審査会は、実施機関が非開示とした情報は条例 7 条 2 号（個人情報）本文に該当すると思いました。

しかし、「個人の住所・氏名」に関しては、本件用途廃止、境界確定が適法に行われたか否かを確認するために必要な情報で、ただし書き口へ該当し開示すべきと判断しました。また、個人の氏名などを開示する以上、「境界立会時の写真」「個人名義の委任状（印影、印鑑証明除く）」を非開示とすべき理由はないため、同じく開示すべき情報としています。

## 答申第 102 号（平成 13 年 8 月 3 日付）

「伊勢市内の国有財産用途廃止申請書及び境界立会経過報告」の部分開示決定に対する第三者からの異議申立事案

（監理課公共用地推進室）

### ●開示請求者以外の第三者からの不服申立て

第三者：対象となる文書に、自身の情報が記載されている請求者以外の個人・法人

### 対象公文書

赤道用途廃止申請全ての書類

（異議申立人の「個人の住所、氏名」、「個人の印影」及び「個人が識別できる写真」を含む。ただし、「戸籍の附票の写し」、「実印の印影」及び「印鑑登録証明書」は非開示。）

### 争点

本件対象公文書の対象である里道には約 40 世帯の地区全住民へ水を供給する水道管が埋設され、舗装された生活道路となっています。また、この里道の通行をめぐる、仮処分事件の紛争が起きており、地区住民全体の問題に発展していました。

今回の開示請求に関しては、特殊な事情、状況を考慮し、上記情報を開示することの公益性がより高いという行政判断をし、公益上の理由により開示の必要があるとして本決定を行いました。

異議申立人は、個人資産の件で別途裁判中であることを述べ、訴訟中に本件対象公文書が開示されると、裁判が長期化すると反論しました。

### 答申の骨子

#### 結論：一部認容

審査会は開示する旨の決定をした部分のうち、「個人の印影」及び「確約書」については、異議申立人の主張を容れ、非開示妥当と答申しました。

その他の部分については、類似の案件を扱った事案（答申101号）と同様の理由で、公益上開示する実施機関の決定に誤りはないとしました。

## 答申第 103 号（平成 13 年 8 月 31 日付）

「市立の小学校教諭（特定個人）の平成 11 年度及び平成 12 年度の教職員評価（勤務評定）」  
の非開示決定に対する異議申立事案

（教育委員会事務局教職員課）

●規則の非公開規定を法令秘(条例 7 条 1 号)の根拠として非開示としたことは妥当でない。

### 対象公文書

特定教員の勤務評定

### 争点

#### ・ 条例 7 条 1 号（法令秘情報）に当たるか？

三重県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則第 8 条第 3 項により、「勤務評定書は公開しないものとし、その取扱いは慎重にしなければならない」とされています。実施機関は、これを根拠に条例 7 条 1 号への該当性を主張しました。

#### ・ 条例 7 条 2 号（個人情報）に当たるか？

「勤務評定」には、個人の能力や性格及び適正が評価されているので、内容によっては私生活上の権利利益を害するおそれがあるという実施機関の主張に対し、異議申立人は公務遂行に関する評価であることなどを理由に開示の妥当性を説きました。

### 答申の骨子

結論：棄却

#### ●7条2号（個人情報）に該当し、非開示妥当。

審査会は、条例第 7 条第 1 号（法令秘情報）の規定について、『条例上の実施機関に当該情報を開示するか否かを判断する裁量の余地が認められていないことを規定したもの』だと説明し、条例より下位の規則を根拠とする同号の適用を否定しています。

同条 2 号（個人情報）の該当性については、異議申立人の「公務員の職務に関する情報である」という主張は認めましたが、同時に公務員個人に関する情報という性質も有するため、非開示妥当としています。



## 答申第 104 号（平成 13 年 8 月 31 日付）

「〇〇町商工会に対する補助金の不正受給に関する一切の情報」の部分開示決定に対する異議申立事案

（産業政策課）

### 対象公文書

商工会に関する調査結果、指導監査・補助金再検査の結果、商工会委員会調査報告書 他

### 争点

実施機関は上記対象公文書に記載される情報のうち、「個人氏名」「役職名」「公務員氏名」等を条例 7 条 2 号（個人情報）に該当するとして、また「商工会の取引先」「商工会の口座番号、財務状況」などを条例 7 条 3 号（法人情報）に該当するとして、それぞれ非開示としました。

これに対し異議申立人は、以下の理由により開示の妥当性を主張しています。

- ・商工会の職員が行った行為は横領背任罪を構成し、その役職名及び氏名の公表は公益に合致する。
- ・県の補助金の返還請求は不十分であり、不正を行った職員名を公表して個人に対し損害賠償請求を為すべきである。
- ・当該職員の職及び氏名は、すでに報道機関により報道されており、これは秘匿すべき情報にはあたらない。

### 答申の骨子

#### 結論：一部認容

審査会は、「特定の個人が識別される情報」について、条例 7 条 2 号（個人情報）本文への該当性を認め、同号ただし書きへの該当性をおよそ以下のように整理しました。

- ・報道された一部の「個人の氏名」「役職名」、及び一般に周知されている法人の代表者等は、ただし書きイに該当し、開示すべき。
- ・「商工会主催の講演会の講師氏名」はプライバシー性が希薄であり、開示すべき。
- ・商工会の補助金不正受給問題に関して懲罰を受けた者の氏名・役職名は、当該法人内部で行われた処分に関する情報で、一般に周知されている情報であるとはいえず、また同号ただし書きロにも該当しないため、非開示が妥当。

条例 7 条 3 号（法人情報）への該当性は、「商工会の取引先法人名」については開示によって法人の利益を害するとは言えないとして開示妥当、「商工会の取引金融機関の口座番号及び財務状況」については会外部のものが容易に入手できない情報として非開示妥当とそれぞれ答申しています。

**答申第 105 号（平成 13 年 9 月 7 日付）**

「流域下水道、朝日町箇所、鉄道横断工事明細書」の部分開示決定に対する第三者からの異議申立事案

**答申第 106 号（平成 13 年 9 月 7 日付）**

「北勢沿岸流域下水道朝日幹線（第 6 工区）管渠工事鉄道横断防護工推進工法検討書」の開示決定に対する第三者からの異議申立事案

**答申第 107 号（平成 13 年 9 月 7 日付）**

「名古屋線富州原第 8 号踏切道下、下水道埋設に伴う軌道防護工事及び立会費の負担についての協定書及び添付図面」の開示決定に対する第三者からの異議申立事案

（下水道課）

●開示請求者以外の第 3 者からの異議申立て

※第 3 者：開示する文書に自身の情報が記載されている個人・法人

**対象公文書**

「流域下水道、朝日町箇所、鉄道横断工事明細書」

「平成 4 年度北勢沿岸流域下水道朝日幹線（第 6 工区）埋設工事委託工事施行計画表」

「平成 4 年度流域下水道第 6 工区委託工事協定書及び工事施行図面」

※工事施行単価の明細などを 7 条 3 号（法人情報）として非開示となっています。

**争点**

異議申立人は、開示部分には企業秘密が含まれると主張し、条例 7 条 3 号（法人情報）に該当すると主張しました。また、開示された資料に基づく訴訟等が増えており、それに対する費用労力が浪費されていると陳述しました。

**答申の骨子**

**結論：棄却**

審査会は、以下の理由を挙げ、実施機関の開示（部分開示）決定は妥当と答申しました。

- ・公金が支出された公共工事であり、県民に対して説明する責務がある。
- ・実施機関が開示する部分は、企業秘密とはいえない。
- ・仮に開示請求者が、開示された情報に基づき訴訟を提起したとしても、制度の主旨から見て適正な使用の範囲内である。

答申第 108 号（平成 13 年 10 月 16 日付）

「中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）志登茂川浄化センター建設に係る環境影響評価等  
についての業務委託契約に関する一切の文書」の部分開示決定に対する異議申立事案  
（下水道課）

対象公文書

設計業務等成績調書

（原決定の非開示部分）

- ・環境評価の委託先である（財）三重県環境保全事業団（※）職員の生年月日、住所、電話番号、入社年月及び事業団の採用年月 他（個人情報に該当）
- ・「成績点数に係る部分」：事業団の業務を県が評価したもの（法人情報・事務事業情報に該当）
- ・工事設計書（変更設計書も含む）の「工事単価に係る部分」（事務事業情報に該当）

※三重県の出資する法人ですが、平成 13 年度時点では情報公開の対象とはなっていません。

争点

異議申立人は、非開示とされた事業団職員に関する情報のうち、税金によって行なわれる調査業務を行うのに相応しい人員か否かを判断するための重要な指標であるとして、「採用年月」を特に開示すべき部分であると主張しました。

また、「工事単価に係る部分」を開示し、自由競争状態におくことで、より安価で良質の調査が可能であると主張。「成績点数に係る部分」についても、開示により事業の水準を向上させることができ、採点した県職員に専門的な知識がなく、事業団の業務自体にも創意工夫がみられないことが非開示の理由だと批判しました。

答申の骨子

結論：一部認容

審査会は、事業団が県を含めた地方公共団体の出資比率が 50%に達する法人で、その事業も公的な性質を強く有していることに触れ、同事業団の情報はできるだけ開示していくことが好ましいとしました。

「経験年数は適性を判断するために有効な情報である」との異議申立人の主張を認め、事業団の職員が有する資格等の情報などを実施機関が既に開示されている点を考え併せて、職員の「採用年月」は 7 条 2 号（個人情報）には該当しないので、開示すべき情報としました。

また、「成績点数に係る部分」は、7 条 3 号、6 号のいずれにも該当しないとして開示妥当、「工事単価に係る部分」については、設計金額総額の内訳を示した部分を除き、7 条 6 号に当たるとして非開示妥当とそれぞれ判断しています。

## 答申第 109 号（平成 13 年 12 月 7 日付）

「教職員給与返還に係る案件の基になった勤務実態調査票」の非開示決定に対する異議申立事案

（教育委員会事務局総務課）

### 対象公文書

勤務実態調査票

<内容>

各教職員個人の「職名」「氏名」「現所属」「旧所属」

職員団体役員の「区分・役職名」「活動時間数」「活動年月日」「活動時間帯」

職員団体の活動の内訳である「大会・会議名」等

※すべて教職員個人の申告による。

### 争点

実施機関は、対象公文書を、以下の理由に基づき非開示決定をしました。

- ・ 7 条 2 号（個人情報）に該当
- ・ 7 条 5 号（審議検討情報）に該当

※給与の返還対象となり得るか否かの確認作業中であった。

- ・ 7 条 6 号（事務事業情報）に該当

※教委一職員団体の訴訟に及ぶ可能性を理由としている。

### 答申の骨子

結論：一部認容

審査会は、対象公文書に記載される情報は、教職員が勤務時間内に行った活動であるが、本来職務とは関係ない私的な情報であるとして、7 条 2 号（個人情報）の該当性について以下のように結論付けました。

- 「教職員氏名」「職員団体の役職名」は個人が識別され得る情報であり、非開示妥当。
- 「職名」「旧所属」「大会・会議名」は、特定の職員を特定し得る場合（学校に 1 名のみ配属される職名など）を除いては、開示が妥当である。

また、実施機関の主張した 7 条 5 号（審議検討情報）、6 号（事務事業情報）への該当性は否定しています。

※なお、答申には 7 条 2 号（個人情報）の該当性を否定する審査会委員の少数意見が附されていません。

**答申第 110 号（平成 14 年 2 月 1 日付）**

「平成 12 年度ダイオキシン類大気環境調査事業委託業務設計書他」の部分開示決定に対する異議申立事案

（大気水質課）

**対象公文書**

平成 12 年度に実施したダイオキシン類大気環境調査等委託事業についての設計書  
＜非開示部分＞

事業者名（実施機関は法人情報に該当すると主張）

**争点**

実施機関が法人情報を主張したのに対し、異議申立人は、同調査の価格をホームページ等で公表している事業者もあり、各事業者の意向も聞かないで一律に非開示としたのは違法であると主張しました。

**答申の骨子**

**結論：棄却**

審査会は、「対象公文書に記載されている価格が公表されている」という異議申立人の主張に対して、全てが公表されているわけではなく、また商取引上、取引先や条件に応じて価格を設定するのが一般的であるとして、法人情報（7 条 3 号）への該当性を認めました。

なお審査会は、事業者名と見積額が結びつかない形での情報提供を提案し、また可能な限りの意見照会を検討するよう提言しています。

**答申第 111 号（平成 14 年 2 月 14 日付）**

「特定の農協の県常例検査」の非開示決定に対する異議申立事案

（産業政策課）

**対象公文書**

農業協同組合法に基づく常例検査の結果、当該法人に交付された指摘事項

**争点**

実施機関は、条例 7 条 2 号（個人情報）3 号（法人情報）6 号（事務事業情報）を非開示の理由としました。

異議申立人は、当該農協の経営体質を批判しました。

**答申の骨子**

**結論：一部認容**

審査会は、7 条 2 号（個人情報）の該当性については認めました。

6 号（事務事業情報）については、常例検査を拒み、妨げ又は忌避した者に対して罰則（農協法第 100 条）が規定されているため、「開示すれば常例検査への協力が得られなくなるため 6 号に該当する」との実施機関の主張を退けました。

3 号（法人情報）の該当性については、対象文書は誰でも容易に入手できるものではないことを理由に、「項目」を除き、非開示妥当と判断しました。

## 答申第 112 号（平成 14 年 2 月 14 日付）

「県税の徴収が適正になされているか否かについて監査した三重県監査委員の一切の資料と監査結果」の部分開示決定に対する異議申立事案

（監査委員事務局）

### 対象公文書

県内 8 県税事務所にかかる予備監査の復命書、委員監査の復命書及び監査委員会会議議事録

### 争点

異議申立人は特に滞納法人名が非開示となったことについて、監査請求や住民訴訟を提起するためには法人名の開示が必要と主張しました。

### 答申の骨子

#### 結論：一部認容

滞納した個人名・法人名がわかる情報については、条例 7 条 2 号及び 3 号に該当するため、非開示妥当と判断しています。また、滞納税目や高額滞納者の現況等に関する情報についても、他の情報を組み合わせることで特定の個人・法人が識別される可能性が高いと判断しました。

#### <開示妥当とされた主な部分>

##### ▼滞納額、調定年度（個人・法人とも）

⇒『滞納者名、滞納税目、高額滞納者の現況等に関する情報』を非開示とする以上、個人が識別される可能性が低く、開示すべき。

##### ▼県税事務所職員の平均年齢及び時間外勤務時間数（合計）

⇒ただし、個々の職員の年齢、時間外勤務時間数は私的な情報であり、非開示妥当。

##### ▼特定の税の徴収猶予に係る法人名

⇒開示することで、県が税の徴収猶予の決定に際し、当該法人から担保をとっていない事実が明らかになる。しかし、県税条例（第 182 条）で、知事が認める場合担保を徴する必要がない旨規定されている。そのため、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するとまではいえず、開示すべき。

##### ▼納税法人名、納税額等

⇒各県税事務所の主要法人に関する情報であり、税目・納税額が明かになっても法人の利益を害するとはいえない。

**答申第 113 号（平成 14 年 2 月 14 日付）**

「県税の滞納、欠損等に関する一切の情報」の部分開示決定に対する異議申立事案

**答申第 114 号（平成 14 年 2 月 14 日付）**

「県税の減免処理（運用の実際を含めて）要件がわかる一切の情報」の部分開示決定に対する異議申立事案

**答申第 116 号（平成 14 年 2 月 14 日付）**

「各県税事務所における（平成 11 年度）県税滞納額の上位 3 傑の法人について法人名、所在地、平成何年度から上位 3 傑として名前があげられているかがわかる一切の情報」他の非開示決定に対する異議申立事案

（税務政策課）

**対象公文書**

滞納整理カード等(答申 113 号)

**争点**

実施機関は非開示とした理由として、7 条 1 号（法令秘情報）2 号（個人情報）3 号（法人情報）6 号（事務事業情報）を挙げました。法令秘（1 号）の根拠は、地方税法 22 条としています。異議申立人は特に滞納法人名が非開示となったことについて、監査請求や住民訴訟を提起するためには法人名の開示が必要と主張しました。

**答申の骨子**

**結論：棄却**

**●地方税法第 22 条の適用について**

「地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合には、2 年以下の懲役又は 3 万円以下の罰金に処する。」

⇒審査会は、「職員個人の漏洩を禁じたもので、条例に基づく公開を妨げるものではない」という解釈を示しました。そして同法 22 条を非開示理由として採ることを認めず、**開示・非開示の判断は情報公開条例 7 条各号の該当性により判断すべき**としています。

滞納情報について、審査会は条例 7 条 2 号（個人情報）3 号（法人情報）の該当性を認めました。

また、金額や税目、滞納者の現況、減免理由等についても、開示によって滞納者が特定されるおそれが払拭できず、部分開示に馴染まないとして、非開示妥当としました。

6 号（事務事業情報）については、滞納者に対する手段として、強制徴収権限も認められていることなどを理由に、適用は認めませんでした。



## 答申第 115 号（平成 14 年 2 月 14 日付）

「平成 7 年度～平成 11 年度三重県出資法人のうち県税を滞納している法人名と滞納している県税の種別滞納額、いつから滞納したのか、その経年的変化がわかる一切の情報」他の存否応答拒否に対する異議申立事案

（税務政策課）

### 争点

実施機関は、「三重県出資法人のうち、県税を滞納している法人名～」という開示請求に対し、開示／非開示の判断をすれば、出資法人の滞納の事実が明らかになり、非開示情報を開示したのと同様の効果があるとして存否応答拒否決定をしました。

### 答申の骨子

#### 結論：認容

請求は、特定の法人を指定したものではなく、「県出資法人のうち、滞納している法人名…」と、多数の法人を指定しています。そのため、公文書の存否を明かにすることで判る情報は、『県が出資している相当数の法人の中に、県税を滞納している法人が存在しているか否か』という事実が判明するに過ぎないとし、条例 7 条各号により開示／非開示の判断をするよう答申しました。

## 答申第 117 号（平成 14 年 3 月 1 日付）

「特定の社会福祉法人の平成 11 年度及び平成 12 年度の監査に関する一切の情報、外 3 件」の部分開示決定に対する異議申立事案

（健康福祉政策課）

### 対象公文書

平成 11 年度及び平成 12 年度の指導監査に関する復命書及び改善結果通知の回答に関する公文書

### 争点

原決定において、実施機関は以下の部分を非開示としました。

条例 7 条 2 号（個人情報）に該当

- ・当該法人職員（役員を除く。）の氏名とその職種
- ・当該法人職員以外（交際相手方及び入所者）の氏名
- ・当該法人の議事録（出席者欄と欠席者欄に記載されている役員の氏名は除く。）
- ・施設運営指導監査調書、仮払金、支出金明細表、元帳、総勘定元帳に記載されている「役員の氏名」
- ・役員名簿に記載されている役員の住所、電話番号、年齢、職業、経歴
- ・入所者アンケート（入所者の氏名及び記載内容）

条例 7 条 3 号（法人情報）に該当

- ・当該法人の交際相手（会食の相手方、贈答品送り先）の法人名
- ・当該法人の支払先（飲食店、商品購入先、光熱費、リース費、生命保険）の法人名、住所、電話番号、口座情報、担当者印
- ・議事録に記載されている「役員の氏名」（出席者欄と欠席者欄に記載されている役員の氏名は除く。）

### 答申の骨子

結論：一部認容

- ・入居者・一般職員の氏名  
⇒ 7条2号（個人情報）に該当し、非開示妥当。
- ・入居者のアンケート  
⇒ 個人の心身の状況など、非常にプライバシー性が高い情報が記載されており、記載内容を含め非開示妥当。
- ・会議録に「発言者」として記載される役員氏名

7条3号（法人情報）に該当し、非開示妥当。

- ・ 法人の支払い先（請求書に記載される商店名、法人印、担当者印など）  
単に会食の場として使用したり、贈答品を購入するなど、特別な事業活動が含まれる情報ではなく、開示による不利益は認められない。よって**開示妥当**。
- ・ 法人への寄付者  
7条2号、3号に該当し、非開示妥当。